

大田市告示第168号

大田市国民健康保険一部負担金減免等の取扱要綱（平成22年大田市告示第27号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

大田市長 楫野弘和

第13条第2項中「被保険者証に当該証明書を添付して医療機関等に」を「医療機関等において被保険者であることの確認を受ける際に、当該証明書を」に改める。

様式第1号から様式第5号までの規定中「被保険者証」を「被保険者」に改める。

附 則

この告示は、令和6年12月2日から施行する。